

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

令和2年度事業計画書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針.....	1
令和2年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画.....	2
法人本部（事務局）・福祉の里総務課.....	4
各務原市福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター）.....	8
各務原市福祉の里つくし（保育所等訪問支援事業）.....	9
各務原市福祉の里たんぼぼ（医療型児童発達支援センター）.....	10
各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）.....	11
各務原市福祉の里あすなろ（生活介護事業）.....	12
各務原市福祉の里ぽぷら（生活介護事業）.....	13
虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））.....	14
各務原市基幹相談支援センター すまいる.....	15
各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）.....	16
高齢者生きがいセンター稲田園（生きがいセンター）.....	17
福祉の里支援センター.....	18
年間行事計画.....	19

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



令和2年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

はじめに

各務原市社会福祉事業団は、障がい児者のための通所型複合施設「福祉の里」を拠点に、就労支援事業、高齢者生きがいセンターの他、地域のニーズに合わせて相談支援事業や保育所等訪問支援事業へと事業を拡大してきました。また、各施設の定員を増やし、活動内容の見直し等を行ってきました。

それに伴い、職員数も開設当初の23年前から2倍近くに増えています。

近年の少子高齢化・労働人口減少の中、当事業団は働き方改革によるワークライフバランスを推進し、福利厚生面での改善等を図りながら、人材確保と職場定着に努めています。また、ストレスチェックや個別の面談・相談、新人職員同士で語れる場を設定する等の体制を整えながら、職場の人間関係によるメンタルの不調への対応も行っています。

過去5年間の離職者は減少傾向にはありますが、新しい人材を採用できても、離職者が多ければ人手不足は解消しないため、今いる職員の育成、定着、離職防止の取組みが今後も重要な課題です。

令和2年度はこうした課題を踏まえ、職員の定着に向けたさらなる取組みと、職員体制の見直し・強化を図っていきます。また、4月施行予定の「改正パートタイム・有期雇用労働法」にあわせた取組みと「改正労働施策総合推進法（令和元年6月5日公布）」によるパワーハラスメント防止に向けた研修等を実施していく方向です。

その上で、事業団の役割としての児童発達支援センターや生活介護事業の充実、地域貢献としての行政と連携した取組み等に尽力していきたいと思います。

重点目標

1. 利用ニーズの高い児童発達支援センター「つくし」の充実
 - 定員増による言語聴覚士（ST）の増員（1名→2名）
2. 医療的ケア児の多い医療型児童発達支援センター「たんぽぽ」の充実
 - 看護師1名の増員（1名→2名に）
3. 重症心身障がいのある成人が利用する生活介護事業「ぽぷら」の充実
 - 送迎サービスの充実（寄付車両の運行に係る業務委託運転士1名の増）
4. 相談支援体制の充実
 - 相談支援課長の設置
 - 基幹相談支援センター「すまいる」の充実・強化
 - ・相談支援課長の常駐（相談支援事業所どんぐりとの兼務）
 - ・「地域生活支援拠点コーディネーター」の配置に伴う相談支援員1名の増員
5. 災害時の福祉支援体制の整備
 - 事業継続マネジメント（BCM）の作成
6. 初の再雇用職員の活用とそれに伴う組織の改正
 - 再雇用職員（正規職員2名）の持つスキルの活用
 - 単独総務課長の設置、事業課長補佐の新設
7. 福祉人材の確保に向けた「働き方改革」の推進
 - 「パートタイム・有期雇用労働法」や「労働施策総合推進法」の改正にあわせた対応
 - 職員の育成、定着、離職防止の取組み

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

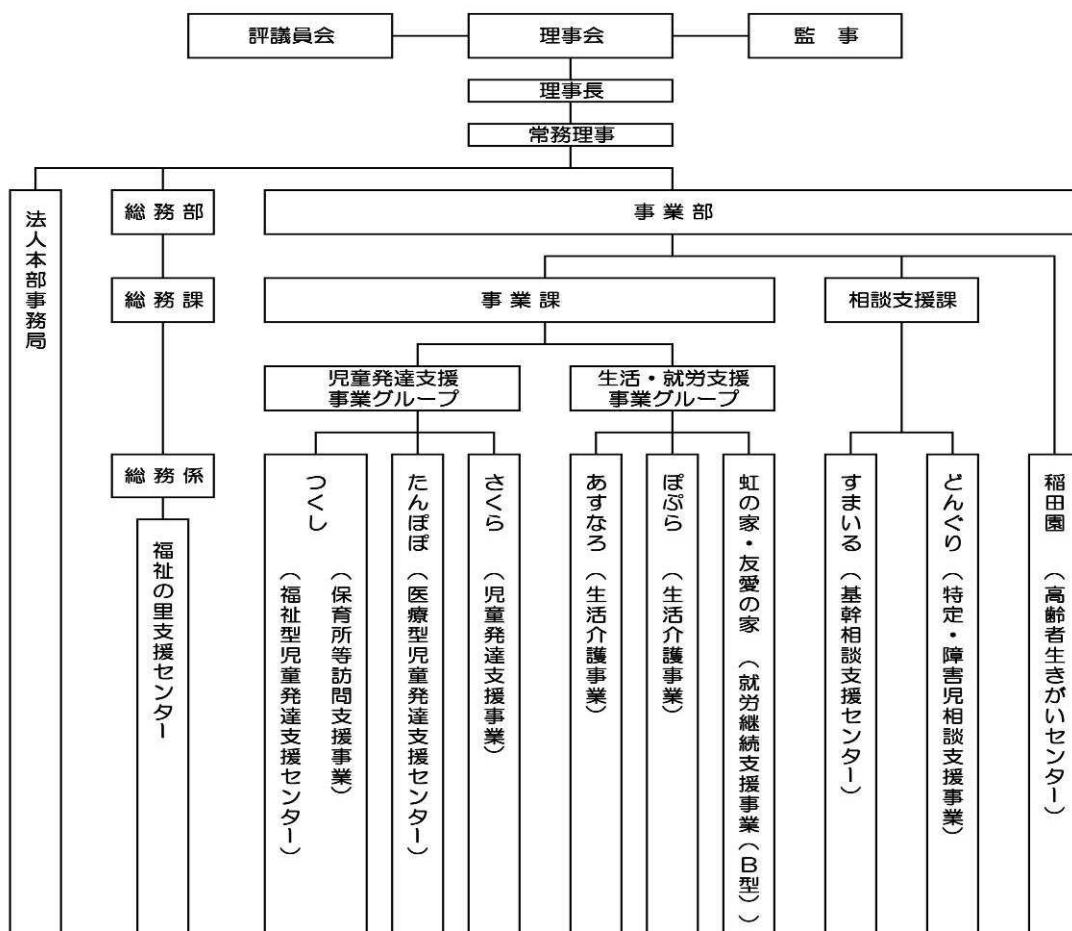
1. 事業概要

- (1) 予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催します。
- (2) 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、委託者である各務原市はもとより関係機関との連携を深め、より良い支援体制の確立を目指します。
- (3) 人材育成の強化を図るため、研修体系に沿った職員研修を実施します。
- (4) 職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。
- (5) 苦情解決制度や第三者委員制度を周知徹底し、利用者の意見を真摯に受け止め反映するようにします。

2. 現状と課題（中長期目標）

令和元年度から5年間の指定管理を受け、事業運営においては運営上の問題点や課題を把握し、その改善に努め、サービスの質の向上に繋げていきます。同時に、基本理念等の周知や経営状況の把握と改善を意識した施設運営のほか、人事考課制度の運用・見直し、職員研修の充実などによる人材育成等様々な課題に取り組み、利用者サービス・利用者満足の向上に努めます。また、働き方改革関連法の施行に伴う労働環境の整備に努めます。

3. 組織図



4. 職員配置

	職員数	内 訳	
		正規職員・再雇用(※)	契約職員
総務部・法人本部事務局	8 (6)		常務理事 1 総務部長 (1)
法人本部事務局	4 (1)	事務局長参事 1 事務局員 2	事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	3 (4)	総務課長 (1)	
総務係	3 (3)	総務係長 (1) 主任 (1) 管理栄養士 1 看護師 1 運転士兼介護員 1	総務係員 (1)
事業部	89 (34)		事業部長 (1) 福祉の里所長 (1)
事業課	73 (27)	事業課長(※) 1 事業課長補佐(あすなる管理者) (1)	
児童発達支援事業グループ	36 (12)		
つくし (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	17 (4)	管理者 1 [児童発達支援センター] 児童発達支援管理責任者 1 児童指導員 2 保育士 4 看護師 (1) 言語聴覚士 1 管理栄養士 (1) 運転士兼介護員 (1) [保育所等訪問支援事業] 児童発達支援管理責任者 1 訪問支援員(言語聴覚士) 1 事務職員 (1)	保育士 6 (欠員1)
たんぽぽ (医療型児童発達支援センター)	11 (3)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 1 看護師 2 理学療法士 1(1) 作業療法士 1 言語聴覚士 1 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 2
さくら (児童発達支援事業)	8 (5)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 1 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 1 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 3 (欠員1)
生活・就労支援事業グループ	36 (14)		
あすなる (生活介護事業)	17 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 6 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 9
ほぶら (生活介護事業)	10 (6)	管理者(※) 1 サービス管理責任者 1 生活支援員 1 看護師 2 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 1 看護師 1 介護員 3(1)
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 1(1) 職業指導員 1 生活支援員 2 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 2 生活支援員 2
相談支援課	9 (5)		相談支援課長(すまいるセンター長) (1)
すまいる (基幹相談支援センター)	5 (2)	地域生活支援拠点コーディネーター 1 相談支援員 2(1)	センター長 1 相談支援員 1(1)
どんぐり (特定・障害児相談支援事業)	4 (2)	管理者 1 相談支援員 3(1) 事務職員 (1)	
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	7	園長 1	事務職員 1 用務員 5
計	97 (40)	正規職員・再雇用職員 計 56	契約職員 計 41

(括弧内は兼務を表す)

5. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	各務原市福祉の里つくし	児童福祉法	40人	指定管理者制度による受託
				—	
	障害児通所支援事業 (医療型児童発達支援センター)	各務原市福祉の里たんぽぽ		20人	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里さくら	24人		
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里あすなろ	障害者総合支援法	60人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里ほづら		20人	
	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里どんぐり	障害者総合支援法 児童福祉法	—	管理委託制度による受託
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家 (主たる事業所)	障害者総合支援法	20人	
友愛の家 (従たる事業所)		15人			
老人福祉センター	各務原市高齢者 生きがいセンター稲田園	老人福祉法	—	指定管理者制度による受託	
事業益		各務原市福祉の里 支援センター	法外	—	指定管理者制度による受託

6. 職員研修

職員の資質向上等のため各種研修を計画的に実施していきます。

虐待防止・人権擁護研修、パワーハラスメント研修、メンタルヘルスケア研修、リスクマネジメント研修、感染症予防研修、救命講習、職員による実践報告会、新規採用職員研修及び座談会等

7. 委員会活動

利用者の安心・安全や職員の知識・支援の質の向上、労働衛生管理、情報発信等のため、各種委員会を開催します。

(1) 苦情解決第三者委員会

施設へ寄せられた苦情・相談内容について委員会に報告し、第三者委員にご助言をいただき、その解決に努めます。

(2) 衛生委員会

職員の健康障害の防止、労働災害の再発防止のため、委員会にて報告し、産業医のご助言をいただき、その防止のための検討を行います。

(3) 虐待防止委員会

この委員会は虐待防止委員会Ⅰ及びⅡで構成されており、虐待防止委員会Ⅱ(虐待防止マネージャー会議)では職員に虐待防止法等を周知し、その理解を深めるための研修を実施します。また虐待防止チェックの実施と分析や「虐待ひやりはっと報告書」の内容を検討し、保護者等による利用者への虐待が疑われる場合には、虐待防止委員会Ⅰへ報告します。

虐待防止委員会Ⅰでは報告のあった虐待が疑われる案件について検討し、虐待と判断した場合には行政への通報を行います。その他、マニュアルの整備などを行います。

(4) 事故検証委員会

各施設から提出された、ヒヤリハットと事故の内容を検証し、その結果を施設に報告し、再発防止に努めます。

新(5) 感染症予防対策委員会

感染症拡大防止に向けての対策を検討します。

(6) 給食委員会

管理栄養士を中心に、各施設の担当者や調理員と利用者の給食提供に関わる検討を行います。食形態の調整、嗜好調査の結果などを施設間で共有し、安全で楽しく食事が取れるよう努めます。

8. 健康管理

利用者・職員の健康管理のため健診等を実施します。また施設利用者においては体重測定や歯科指導、血圧測定などを必要に応じて実施し、健康管理、疾病の早期発見に努めます。

- ・ 利用児：小児科診察、整形外科診察、内科検診、歯科検診、耳鼻科検診
- ・ 利用者：内科検診、精神科検診、歯科検診、耳鼻科検診、血液検査、尿検査、便検査、インフルエンザ予防接種（あすなる）
- ・ 職員：健康診断

9. 安全・防災・防犯

- ・ 受託経営する施設の管理を行います。安全管理においても常に設備器具の点検を行い、整備の万全を図ります。
- ・ 事故、感染症等各種リスクに対応するため、定期的なマニュアルの見直しを行います。
- ・ 送迎について、利用児者の状況に応じてコースなどを検討し、安心してご利用いただけるようにします。
- ・ 利用児・者参加による避難訓練を毎月実施します。あわせて消火設備、避難設備器具等の点検を行い、万全を期します。
- ・ 地震等の災害に対応できるよう事業継続マネジメント（BCM）の作成を行います。また福祉避難場所としての受け入れ体制の整備を図ります。
- ・ 日中の出入口施錠や各務原警察の巡回等により防犯の強化に努めます。

10. 地域貢献

ボランティアや高校、大学等の福祉実習の受け入れの他、地域の関係者に向けた療育研究会やセミナーを開催します。また、各務原市の寺子屋事業への協力により福祉人材の育成に努めます。

各務原市福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター）定員40名

1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者の方に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていただけるよう支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りがみられたりする就学前の幼児とその保護者に対し、個の発達段階に応じた効果的な保育を通して、家庭を中心とする日常生活への適応力を育成します。

3. 現状と課題

- ① 利用児数の増加に伴い職員を増員予定でしたが、予定通りの増員ができず待機児童をなくすことが出来ませんでした。（2月現在で待機児童11名）
- ② 利用児数の増加とST産休代替職員を採用できなかったことにより、ST訓練にて従来の年少以上週1回というコマの確保が出来ず、全員月2回に制限することになりました。ただし、回数を極力確保できるように、時間割制から予約制に変更し、場合によっては訓練の振替での対応も行いました。

4. 実施計画（目標）

（1）発達支援

① 待機児童に対する対策

柔軟なクラス編成や職員のスキルアップ等、工夫をしながら待機児童を減らせるようにしていきます。

② ST訓練の回数の保障

STを増員し、従来のST訓練回数を保障できるようにしていきます。

5. 人員配置

管理者（兼任）、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士（2名（+1））、看護師、医師、管理栄養士、運転士兼介護員、事務職員

各務原市福祉の里つくし(保育所等訪問支援事業)

1. 事業概要

保育所、幼稚園等に在籍し集団適応のために専門的な支援を必要とする子どもに対し、通所・通園先の集団の中で個別的な関わりを通して、子どもが集団生活に適応し、保育所・保育園・幼稚園などで安定した生活が送れるように支援します。

2. 運営方針

子どもの発達特性や生活環境などを踏まえ、集団生活への適応性や社会性が身に着けられるように支援します。また、ご家族や保育所等の職員と連携を取りながら子どもの育ちを支援します。

3. 現状と課題

- ① 当初、つくしを終了して保育所等に移行した子どものフォローアップを中心に
行っていく予定ではありましたが、他事業所の言語聴覚士が育休となったため、
同じ資格を有する訪問支援員がその代替として、児童発達支援の言語聴覚療法（特
別支援）を兼務することになりました。その為、年度途中から新規に担当を持つ
ことができなくなり、事業拡大が困難となりました。
- ② 地域支援として、「各務原市すくすく応援隊事業」に55回、「各務原市すくすく
応援隊事業随時訪問」に32件、「各務原市ことばの相談事業」に24回、職員を
派遣してきました。それぞれの事業の特色を活かしながら、保護者や園の先生に対
して発達に関しての相談を行いました。

4. 実施計画（目標）

（1）保育所等訪問支援

① 専任職員を配置

専任の職員を配置して、利用児数や訪問先の園を増やすと共に、事業の認知度
を高めます。また、園との連携を図りながら各園の環境や状況に合わせた支援が
行えるようにすることによって、子ども一人一人の集団の中でのニーズに応えら
れるようにします。

② 関係機関との連携強化

訪問先の園だけでなく、「各務原市すくすく応援隊事業」、相談支援事業所どん
ぐりとの連携を強化し、地域のニーズの掘り起こしを行い、効果的な事業展開が
出来るようにします。

（2）地域支援

① 各務原市すくすく応援隊事業への協力

市内の保育所、保育園、幼稚園等を巡回し、保育現場にて発達が気になる子に
対して、現場職員に支援等をおこなう市の事業へ施設職員を派遣し、一緒に療育の
アドバイスを行います。前年度のアンケート結果を踏まえて、事業内容を深めてい
けるようにしていきます。

② 各務原市ことばの相談事業への協力

地域支援として、ことばや社会性の発達など気がかりなお子さんの相談に対し
て、市の保健師と協力しながら施設職員がアドバイスを行い、センター機能の役割
を果たします。

5. 人員配置

管理者（兼任）、児童発達支援管理責任者、訪問支援員（言語聴覚士）、事務職員

各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）定員20名

1. 事業概要

運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

2. 運営方針

運動発達に支援が必要な子どもに対し、保育士、看護師、訓練士がチームとなって連携し、総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。また、子どもが地域の園や支援機関でも安心して過ごせるよう、地域との連携に努めます。

3. 現状と課題

- ① 0歳から6歳までの子どもとその保護者に対し、それぞれの年齢や発達段階、疾患に合わせ、様々な支援が求められています。最近の利用児の傾向をみると早期医療・早期療育の流れから、全体の3分の2が3歳未満児となっています。また、半数以上が、何らかの医療的ケアを必要とする子どもであり、その数は年々増えており、ケアの種類も多様化しています。この中には、独歩が可能となったが医療的ケアが必要なため、他施設の利用や、地域での就園就学が制限されている子どもがいます。
- ② これまで、看護師1名で児3施設の子どもの健康管理、定期検診、医療的ケア児に対する医療行為や保護者への支援、他職種職員への医療情報の伝達、緊急時の対応などを行ってききましたが、医療的ケア児の増加に伴い、1名では対応しきれなくなったため、新年度からは看護師2名体制とし、支援内容の充実、施設全体の専門性の向上を図ります。
- ③ 年齢や発達段階、疾患の状況が様々な子どもを1クラスで療育するため、個々への対応に課題があります。個別のねらいに合わせた支援の保障に向け、体制の工夫が課題となります。

4. 実施計画（目標）

（1）個々の年齢や発達段階に合わせた支援、保護者への支援

乳幼児期の生活全般を支える支援、就園や就学など地域へつなげるための支援、これを支える保護者への支援を、個々に合わせ充実させます。基本的には1クラス編成の保育ですが、個々の力を発揮しやすい機会作りを目指し、「ねらい別保育」（2クラス編成、月に2～3回）を行います。

（2）医療的ケアの必要な利用児への環境や体制の整備

看護師の増員に伴い、医療的ケア児の生活の場が広がるよう、子どもを取り巻く関係者が連携して支援できるような体制作りにも努めます。

（3）職員の資質向上と情報共有

多職種でのチームアプローチの充実を目指し、定期的なケース検討会や研修報告に加え、訓練職種間での事例検討会（年に3回程度）を行います。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師（2名（+1））、医師、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）定員24名

1. 事業概要

主に保育所・幼稚園等に在籍し、ことばや社会性の発達が気がかりな、又は運動発達に支援が必要な就学前の幼児とその保護者に対し、週1回、ニーズに応じた個別的な支援（取り出し療育）を行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

2. 運営方針

ことばや社会性、運動の発達が気がかりな就学前の幼児を対象に、一人一人の子どもに応じた個別的な支援を行うとともに、地域の医療・園・学校等との連携を図り、家族が地域の中で安心して生活できるように支援します。

3. 現状と課題

- ① 本来なら、毎日の生活の中で療育を受けることが望ましい子どもが、地域の園に就園し、さくらに通っているケースがあります。重度の子どもには、週1回の限られた時間では、十分な療育を提供できないと感じています。特に、排泄、食事、着脱等のADL面の自立は、発達段階・発達保障の観点からも、また、今後、地域の中で生活していくためにも、優先される必須事項であると考えます。
- ② 支援が必要な子どもは年々増加傾向です。必要な時期に必要な療育を受けられるように、効率的に療育を提供することが望まれます。また、市内全体の子どものニーズを把握しながら、療育期間を調整・検討していくことが求められます。
- ③ さくらを終了した子どもも、何らかの就学支援を受けることが望まれます。また、他の事業所に通っている子どもや、今後、学校での支援が必要と予測される子どもについても、必要に応じて平等に就学支援を受けられることが望まれます。

4. 実施計画（目標）

（1）ADL面の支援の充実と家庭支援

保護者にADL面の自立の大切さを伝えると共に具体的な方法を知らせ、家庭でも取り組めるようにします。また集団生活でも発達保障できるように園と連携します。

（2）園との連携

支援計画を元に、毎回の活動のねらいを明確にします。また、小児科診察、発達検査、園訪問等、様々な観点から、育ちを確認すると共に、保護者に子どもの特徴や関わり方を伝えていきます。療育終了後も、安心して地域の園で過ごせるように、集団生活での配慮事項と発達保障について園の先生と確認していきます。

（3）就学支援の充実

療育を終了した保護者には、引き続き希望に応じて、学校見学や、就学勉強会等の就学支援を行います。また、市教委や教育センターすてっぷと連携し、その後の就学支援に繋がります。今後は、福祉の里と市教委で行ってきた就学支援を、さくらを終了した子どもだけでなく、他の事業所や、市内全体で就学支援が必要な子どもも受けられるように、市教委と連携していきます。

5. 人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、医師、事務職員

各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)定員60名

1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、安定した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介助及び排泄の支援を行います。また、作業活動(仕事)を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

2. 運営方針

知的障がいがある方に対し、障がいの特性や得意なこと、支援のニーズに応じて、1階と2階のグループに分かれて活動を行います。また、一人ひとりのニーズや目線に合わせた支援を実施します。

施設での活動や地域で生活する上での情報提供及び助言、地域にある様々なサービス機関との連携の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 1階、2階のそれぞれの活動が確立したことで、活動内容が充実し、利用者が落ち着いて活動に参加できるようになりました。また、一人ひとりが自分らしさを出せる場面が増えました。一方で、職員が担当と違う階の利用者の把握、業務の把握が難しくなっています。
- ② 利用者の障がいの重度化が進み、介助が必要な利用者が増加しましたが、2階では介助のしやすい障がい者トイレが1箇所しかなく、トイレの順番待ちが増えています。
(洋式トイレの必要性が年々高まり、また経年劣化も進んでいる)
- ③ 利用者の高齢化により、生活習慣病等の健康不安が増えています。

4. 実施計画(目標)

(1) 安心・安全の確保

移動時は事故を防止するために付添、見守りをより行い、安全の確保に努めます。

(2) 意思決定と自己選択

各活動において、自分で選んでもらう場面を数多く増やし、意思決定と自己選択を尊重する支援に努めます。

(3) 尊厳の確保

2階トイレ誘導の時間の調整、1階トイレ介助時の障がい者トイレ(令和元年度に旧浴槽をトイレに改築し1増設)の使用などを行い、利用者の体調に合わせつつ、尊厳を確保できるように努めます。

(4) 健康の維持と将来の暮らし

保護者と協力し、本人の健康を維持していけるように努めます。また相談支援専門員と連携し、親亡き後の暮らしについて一緒に考えていきます。

(5) 情報共有の推進

各階の状況を伝えあい、情報共有に努めます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士、事務職員
送迎バス運転士2名(委託)

各務原市福祉の里ぽぷら(生活介護事業) 定員20名

1. 事業概要

重症心身障がい、身体障がいの方に対して食事及び排泄・入浴の介護や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練の機会の提供、その他レクリエーションなどの活動を通して安定した日常生活と社会参加への支援を行います。

2. 運営方針

利用者の生活の質を高め、安定した日常生活を営むために必要な支援、介助、訓練等を行い、地域での安心で安全な暮らしを支援します。また、地域にある様々なサービス機関との連携のほか、施設での活動や地域での生活に必要な情報の提供および助言等の支援を行います。

3. 現状と課題

- ① 利用者が重度化しています。登録者23名中、障がい支援区分6と5の方が18名となり、1日平均利用者11名の内、6～7名の方は長時間の座位姿勢の保持が困難であるため、畳で臥位姿勢を取る時間も作っています。そのため、同日利用していただける重症心身障がい者の数が限られてしまいます。
- ② 重症心身障がい者で医療的ケアの必要な方が増えています。胃ろう・腸ろうの他、気管切開、吸入・吸引、排痰、酸素濃度や脈拍のモニターの管理が必要な利用者が現在4名います。看護師3名の体制で支援していますが、対応には限りがあり、利用の希望日に応じられない場合が生じています。
- ③ 利用者の中には嚥下が難しい方や年齢とともに嚥下や咀嚼困難の方が増え、食形態の配慮など、食事の提供に工夫が必要です。
- ④ 現在運行している福祉車両が2台であるため、登録者23名に利用日の制限をしたり、同館内の「あすなろ」の送迎バス(ステーションで介助しながらの乗降)や家族での送迎をお願いしたりしている状態です。「あすなろ」の送迎バス利用者については、これまで何とか介助しながらの乗降をしていましたが、体調変化によって自宅までの送迎が必要となってきています。

4. 実施計画(目標)

(1) 活動内容の充実

重症心身障がいの方(医療的ケアの必要な方)と身体障がいの方とが一緒に行う活動と、グループ毎に行う活動を区別化するなど活動内容の充実に努めます。

(2) 安心・安全な医療的ケア

職員間の気づきを大切にすることにより、健康悪化につながる徴候を少しでも早く見つけられるよう努めます。また、予防のための活動・支援を行うとともに、丁寧確実な医療的ケアを実施します。

(3) リハビリ実施計画に基づいた機能訓練への取り組み

訓練士による訓練回数が、希望者に平等に受けられるようにします。訓練士の指示のもと機能的訓練を行い、実施内容を記録します。

(4) ニーズに合ったサービスの提供

一人ひとりの思いを汲みとりながら安全で快適な入浴や食事・排泄などの支援を行います。

(5) 送迎サービスの利便性を提供

イオンビッグ様からの寄付による送迎バス(福祉車両)をフルに活用し、重症心身障がい者の方の送迎の充実に努めます。

5. 人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、事務職員、送迎バス運転士3名(2名+1名)(委託)

虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型）定員35名）

1. 事業概要

障がいのある人に対して、次の段階を念頭に置いた福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立ができる力を育てます。

2. 運営方針

- ・福祉的就労を念頭に置いた作業支援、就労支援・相談支援に努めます。
- ・生活自立に向けた生活支援に努めます。（公共交通機関の利用支援をします。）
- ・一人ひとりのニーズや目標に合わせたサービスを実施し、評価します。
- ・さまざまな障がいに対応するため、職員のスキルアップを図りサービス向上に努めます。

3. 現状と課題

- ① 作業支援：従来からの受託作業の正確性に努めてきました。今後も安定した工賃の確保を目指して、信頼される作業を続ける必要があります。
- ② 生活支援：公共交通機関利用を中心とした施設行事を実施しましたが、一人で利用出来る利用者が少ないため、引き続き自立に向けた支援が必要です。特に、友愛の家は公共交通機関も送迎サービスもないため、自力通勤をどう支援するかが課題です。また、将来的にグループホームなどへの入居希望者が増えているため、相談支援事業所と連携し、その準備支援も必要です。
- ③ 就労支援：利用者のステップアップを進めたいが、本人、家族が希望しないことが多く、どのように支援したら良いかが課題です。

4. 実施計画（目標）

（1）作業支援

定期的に受託している作業の正確性を上げ（ティーチプログラム等の活用）、作業スピードにこだわらず質を重視し、利用者の作業内容の範囲を広げることにより重点を置き支援します。また工賃月額10,000円を目標とします。

（2）生活支援

生活自立に向けた支援として公共交通機関の利用を促し、買い物や、余暇の過ごし方（喫茶店利用など）の機会を提供します。またグループホームへの入居希望者への準備支援を行います。

（3）就労支援

就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）を視野に個別に支援します。

（4）社会見学

年1回実施し、工場の仕組みや、生産ライン・働く人を実際に見てみることで、働くことに対する興味・関心や意欲を育てます。

（5）家族支援

将来に向けての暮らしの相談を、相談支援事業所と連携しながら行います。

5. 人員配置

管理者（友愛の家所長）、虹の家所長、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、管理栄養士、事務職員

各務原市基幹相談支援センター すまいる

1. 事業概要

障がいのある方に関する相談に対し、総合的な相談支援を行います。また支援困難事例や虐待への対応、相談支援従事者への助言を行い、関係機関と連携・協働し、障がい福祉に関するニーズの充足のために利用できる地域のサービスや人材育成、支援技術等の向上を図るとともに、各務原市障がい者地域支援協議会（協議会）の運営を行います。

2. 運営方針

障がいのある方本人の声をお聞きしながら、本人自身が希望する暮らしが実現できるよう、安心して相談できる支援体制の構築と、本人が望む暮らしが叶うように関係機関や協議会で検討する地域作りの取り組みとの両輪で進めていきます。

3. 現状と課題

- ① 相談の内容が幅広く、また、障がい種別も様々であることから、職員の資質向上のため、積極的に研修を受け、知識を得て、支援技術を身に付けることが必要と思われれます。
- ② 地域で行きづらさを抱える人が増えている現状と共に県及び市内相談件数の増加に伴い、委託相談のあり方も踏まえた市内の相談支援体制の整備を行う必要があります。
- ③ 福祉的な支援のニーズの高まりと市内の福祉サービス事業所の増加等を受け、今後協議会の役割は高まっていくと思われる為、適正な運営が行われるよう協議していく必要があります。

4. 実施計画（目標）

（1）ワンストップ相談窓口の役割体制構築

関係機関と密な連携を取り、相談者の方の不安軽減に努めます。

（2）『親亡き後』への支援の取り組み

『親亡き後』にも安心して地域で暮らせるよう、障害福祉サービスを利用していない方の生活などの実態把握を行います。

（3）市内の相談支援体制の構築

強度行動障害者、医療的ケア児者、地域で暮らづらい人など障害特性によって、生活しづらさがある方たちへの相談支援について考えていきます。

（4）障がい者虐待の防止に向けての体制づくり

各務原市・支援施設・関係機関（権利擁護センター・子ども相談センター・警察等）と連携を密にしながら、障がい者の権利を守るためのネットワークの構築と市内障害福祉サービス提供事業所への研修等を企画し、理解を進めます。

（5）地域生活支援拠点等の整備に向けた各務原市障がい者地域支援協議会の運営

各務原市と連携しながら自立支援協議会の運営を行い、各部会で活発な意見交換ができる場や、専門職による検証・助言ができる場、各種研修ができる場作りを目指します。また、令和2年度内の地域生活支援拠点の整備を目指し、市内関係機関との連携体制構築と緊急時、体験時の体制整備を目指します。

5. 人員配置

（新）相談支援課長兼センター長、（新）地域生活支援拠点コーディネーター、相談支援専門員

各務原市福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業）

1. 事業概要

障がいのある人やそのご家族の思いに寄り添い、能力や特性に応じて、自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、将来や子育てに不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。計画相談支援においてはサービス等利用計画書の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

2. 運営方針

各務原市内の障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います（一般相談）。また、サービス等利用計画書の作成を通して利用児者の方のニーズに応じた福祉サービスが継続的に利用できるよう、モニタリングを行い、サービス提供事業所と連携を図ります（計画相談）。

相談支援を通して、地域での課題を発見し、関係機関と連携をしながら課題解決に向けて努力します。

3. 現状と課題

現在、一般相談に加え、障がい児者併せて約550人の計画相談支援を担当しており、以下の4点が課題です。

- ① 相談員1人当たりの担当人数が多く、利用者の真のニーズを汲み取りながら支援を考えていくことが難しいです。
- ② 本人、ご家族の価値観が多様化している中で、対応が難しいケースが増えています。
- ③ ニーズの多様化に伴い、福祉、医療、保健、教育などの関係機関との調整が複雑化し、幅広い知識が必要になってきています。
- ④ 制度上、必要な事務が煩雑化し、事務量が多い状況です。

4. 実施計画（目標）

（1）丁寧な相談

利用児者の立場に立った相談支援を行うために、適正な担当人数を考慮し、丁寧な相談支援を行います。

（2）関係機関との連携

利用児者の将来を考え、より良い生活を送ることができるよう、関係機関と連携を取り、個別支援会議等を通して支援の方向性を一緒に考えていきます。

（3）サービス等利用計画・一般相談の質の向上

利用児者の真のニーズを汲み取り、より良い支援を利用者に提供するため、研修を充実させ、市外、県外の福祉施設、サービス、関連する分野についても幅広い知識を得ていきます。

（4）災害時支援についてのサービス等利用計画への追加

災害時に迅速で安全な避難につながるよう、避難時の情報等（避難場所、医療的ケア、連絡先等）を計画に盛り込みます。

5. 人員配置

管理者、相談支援専門員、事務職員

高齢者生きがいセンター稲田園(生きがいセンター)

1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を図ります。

2. 運営方針

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、生きがいと健康づくり活動を支援する環境を提供するよう努めます。また、市民のニーズに応えるため地域の社会資源を活用するとともに、市ならびに関係機関と連携を図り事業推進に努めます。

3. 現状と課題

個人利用者・団体利用者の利用人数の若干の増減は毎年ありますが、大きな変化はなく安定しています。個人利用者からは、大浴場でゆったりと気持ちよく入浴でき、園内で運動、カラオケ、囲碁・将棋等を楽しみながら快適に過ごせると好評です。団体利用者からは、バスの送迎により施設で親睦会、のんびりとカラオケ、体を動かす軽スポーツ等を楽しみながら過ごせると好評です。これからも継続的な利用をお願いしつつ、新たな利用者を開拓していく必要があります。

近年「重い持病を抱えた利用者」や「障がい者手帳を所持する利用者」が増え、見守りの重要度が上がっています。利用者間のトラブルや入浴中の事故などの防止のための見守り方法を検討し、安全に配慮した対応をする必要があります。

4. 実施計画(目標)

(1) 入浴サービス

利用者に満足いただけるよう、衛生管理・美化の行き届いた入浴施設の提供に努めます。また、入浴中の事故防止、健康面の見守りに努めます。

(2) 団体向けサービス

- ① 各種団体等(シニアクラブ・近隣ケアグループ・ボランティアハウスなど)が10人以上で利用される場合は、送迎バス(無料)を配車します。
- ② 団体の歌等の発表の場として、午前中はカラオケ機器及び集会室のステージを団体利用者が優先的に利用できるようにします。

(3) 生活・健康等の相談及び指導

健康増進施設として「稲田園 健康講座」を年1~2回計画し、利用者の介護予防、健康維持・増進に繋がられるよう、地域の関係機関と連携し実施します。

(4) 関係機関・ボランティアと連携した取り組み

- ① 市関係課と連携し、団体向けに「出前講座」を開催します。
- ② 各種ボランティア団体と連携し、稲田園での演芸披露(歌・踊り・演奏等)を企画します。
- ③ 新規利用者の開拓のために、関係機関等へチラシの配布やホームページへ掲載するなどで施設のPRに努めます。

5. 人員配置

園長、事務職員、用務員

福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生等の実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

地域住民に対して、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 現状と課題

ボランティアや大学生等の実習生を積極的に受け入れ、これらを通して福祉に対する理解を深めていただき、施設と地域との繋がりを大切にしていきます。

ボランティアについては、長期間活動していただいていた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。

4. 実施計画（目標）

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校の福祉体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。また、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

（4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・会議室・なかよし広場等を提供します。

年間行事計画

月	施設行事	全体行事、理事会・評議員会
4月	・新年度保護者説明会（各施設ごと）	
5月	・遠足（つくし・たんぼぼ） ・岐阜県障害福祉事業所連絡会 総合交流会（虹の家・友愛の家）	・監事会（5月 日・ ） ・第1回理事会（5月 日・ ） ＜令和元年度事業報告・決算等＞
6月	・運動会（つくし・たんぼぼ）	・定時評議員会（6月 日・ ）
7月	・家族参加の日/家族勉強会（あすなる） ・社会見学（虹の家・友愛の家） ・ファミリーデー（たんぼぼ）	・福祉の里セミナー 「重症障がい児者への災害時の支援を一緒に考える。」 （7月初め） ※令和元年度（2月29日）予定していたセミナー。 新型コロナウイルスのため延期したもの。
8月	・さわらび苑との交流会（あすなる） ・ファミリーデー（つくし）	・各務原市寺子屋事業受け入れ（市内小・中学校）
9月	・岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアに参加（虹の家・友愛の家、あすなる） ・川島河跡湖フェスティバル（友愛の家）	・各務原市福祉フェスティバルに出店（9月1日・日）
10月	・遠足（つくし・たんぼぼ） ・岐阜県障害福祉事業所連絡会岐阜ブロック交流運動会に参加（虹の家・友愛の家） ・川島民生委員児童委員との交流会（友愛の家） ・日帰り旅行（あすなる） ・岐阜県障がい者スポーツ大会に参加（あすなる、虹の家・友愛の家）	・福祉の里ふれあい夢まつり（10月31日、土曜日） ・第2回理事会
11月	・インフルエンザ予防接種（あすなる）	
12月	・もちつき大会（あすなる） ・竹林救済隊ボランティアによる門松作り（ぼぶら） ・ソロプチミストとの交流会（虹の家） ・愛護ふれあいバス事業（虹の家・友愛の家） ・お楽しみ交流会（虹の家・友愛の家）	
1月	・ファミリーデー（つくし・たんぼぼ） ・カラオケ大会（あすなる、ぼぶら） ・成人式等（あすなる、ぼぶら、虹の家、友愛の家） ・初詣（ぼぶら、虹の家、友愛の家）	
2月	・節分・豆まき（あすなる、ぼぶら、つくし、たんぼぼ） ・蘇原民生委員児童委員との交流会（虹の家） ・節分行事（友愛の家）	・苦情解決第三者委員会（第三者委員2名出席） ・衛生委員会（健康管理医出席）
3月	・ボランティア感謝の集い（ぼぶら） ・年度末式（あすなる） ・卒園式（つくし・たんぼぼ）	・第3回理事会 ＜令和3年度事業計画・予算等＞

- ・運営責任者会議…毎月1回
- ・避難訓練…毎月1回実施
- ・事故検証委員会…2ヵ月毎実施
- ・衛生委員会、虐待防止委員会、給食委員会…毎月1回実施
- ・保護者向け勉強会・交流会（つくし・たんぼぼ…毎月1回、さくら…年4回）実施